



生命保険(特定保険契約)の代理店手数料の開示等について

～お客さまのより適切な商品選択のために～

百十四銀行(頭取 渡邊 智樹)は、お客さまにより適切な商品選択を行っていただくために、「金融商品の勧誘に関する方針」に基づき、平成28年10月から、「保険代理店手数料の開示」および「保険代理店手数料の受領方式の変更」を行いますので、その概要をお知らせします。

記

1. 保険代理店手数料の開示

お客さまに商品を選択いただく際に、より適切にご判断いただけるよう、当行が保険会社から受領する生命保険(特定保険契約※1)の代理店手数料※2を保険会社各社の同意を前提に開示します。

- ※1 特定保険契約とは、金融商品取引法の行為規制の一部が準用される、市場リスクを有する生命保険商品です。具体的には、変額保険、外貨建保険、市場価格調整機能付保険等が対象です。
- ※2 代理店手数料とは、保険会社から募集代理店である当行へ支払われるものであり、お客さまから直接いただく手数料ではありません。

2. 保険代理店手数料の受領方式の変更

当行が保険会社から受領する代理店手数料について、上記開示対象商品については、保険契約成立時に一括して受領する方式から、「販売手数料※3」と「継続手数料※4」に分けて受領する方式に変更いたします。

- ※3 保険募集時のコンサルティングの対価として、契約保険料等に応じて保険会社から受領する手数料
- ※4 アフターフォロー等の対価として、契約期間中に保険会社から定期的に受領する手数料

当行では、従来からお客さまに対して適切な資産運用商品のご提案とアフターフォローにつとめておりますが、この態勢を反映した手数料体系とすべく、代理店手数料の受領方式を変更することといたしました。

当行では、これからもお客さまのニーズに幅広くお応えできる商品のご提案と、適切なアフターフォローにつとめてまいります。

以上